「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

（総　則）

第１条　　本規程は、『公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）』及び本連盟「倫理規程」に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

（体制・担当）

第２条　　相談窓口は本連盟総務委員会の下に置く。相談窓口の業務は外部に委託することができる。

（相談内容及び被相談者の範囲）

第３条　　相談窓口は、倫理規程に定める役職員及び登録者等の倫理規程違反行為（以下「対象行為」という。）についての相談等に対応する。ただし、以下に該当する場合は除く。

（１）私怨・誹謗中傷・不平不満に関するもの

（２）個人の私生活上の行為に関するものであって、水泳又は水泳競技活動との関連性が認められないもの

２　相談窓口では、倫理規程に定める役職員及び登録者等の対象行為以外の事案については対応しない。

３　相談窓口では、原則として最終行為時から５年を経過した事案は取り扱わない。

（相談窓口を利用できる者の範囲）

第４条　　相談窓口を利用できる者は、原則として対象行為によって被害を受けた者、その家族、代理人又は関係者とする。

２　前項にかかわらず、対象行為があったことを直接記録した証拠がある場合、その証拠を保有する第三者も相談窓口を利用できる。

３　相談者は、原則として、氏名、連絡先、被相談者との関係その他本連盟が定める事項を明らかにしなければならない。

４　相談者は、相談内容に関し、被相談者の情報、被害者の情報、その他関連する情報を明らかにし、対象行為に関する証拠を示すよう努めなければならない。

（相談等の方法）

第５条　　相談窓口の利用方法は、本連盟ウェブサイト上のウェブフォームによるものとする。

２　前項の利用方法は、本連盟ウェブサイトや機関誌等に掲載し、その周知徹底を図る。

（手続き）

第６条　相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、遅滞なく通知するとともに、相談等の内容を確認する。

２　相談窓口は、前項の確認の後、遅滞なく相談内容を倫理委員長に報告する。

３　倫理委員長は、相談窓口の相談内容について報告を受けた場合、解決に最も適する本連盟担当委員会・当該加盟団体等に通知し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。

４　事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、相談等に関する確認・調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、倫理委員長に報告する。

５　倫理委員長は、相談等が匿名で連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除される。

６　倫理委員長は、事案及びその確認並びに対応結果について、倫理委員会に報告する。

７　倫理委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応する。

８　以下に該当する場合は、本連盟は手続きを講じないことができる。

（１）相談者又は被害者が被相談者に対する措置を望まない場合

（２）相談者又は被害者から、十分な情報が提供されないことにより事実関係の調査及び証拠に基づく認定が困難である場合

（３）警察、自治体、学校若しくはこれらに付設された機関、加盟団体又は所属チームにより既に対応済若しくは調査中である場合又はこれらによる対応が適切であると認められる場合

（４）相談等に関し、裁判、スポーツ仲裁等の法的紛争に至った場合又は今後法的紛争に至ることが合理的に見込まれる場合

（５）上記のほか、本連盟の相談窓口において取り扱うことが明らかに適切ではないと認められる場合

（不利益取扱いの禁止）

第７条　本連盟及び加盟団体は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（情報の保護・守秘義務）

第８条　相談窓口担当者、倫理委員会委員、その他事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、相談者のプライバシー保護及び調査関係者

のプライバシー保護に配慮しなければならない。

２　相談窓口担当者、倫理委員会委員、その他事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、正当な理由無く、相談内容・調査内容等を開示してはならない。

（対応者の責務）

第９条　相談窓口担当者、倫理委員会委員及び事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、法令及び本連盟諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

（結果の開示）

第10条　本連盟は、相談者が被害者又は被害者の保護者である場合には、その請求に基づき、結果のみを開示することができる。

２　前項の請求は別紙の処分結果開示請求書をもって行うこととする。

（補　則）

第11条　その他相談窓口について必要な事項は、総務委員会で定める。

（改　廃）

第12条　本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則　１　本規程は、平成25年4月2日より施行する。

２　本規程は、平成26年5月30日より一部改定施行する。

３　本規程は、2022（令和4）年2月26日より一部改定施行する。

４　本規程は、2024（令和6）年10月12日より一部改定施行する。

５　本規程は、2026（令和8）年10月10日より一部改定施行する。

別紙

公益財団法人日本水泳連盟　御中

処分結果開示請求書

私が貴連盟「暴力行為等相談窓口」に相談した案件につきまして、処分結果を開示して頂きたく、請求します。

なお、開示される内容は処分の結果だけであり、理由等は開示されないことを了解したうえで請求します。また、開示される処分結果については、秘匿性の高い情報であるため、取扱いに十分注意すると共に、第三者に開示しないことを約束します。

年　　月　　日

氏名　　㊞

住所

E-mail